資料２

準備金の管理・運用について（案）

１　船員保険の準備金

○　船員保険事業に係る準備金については、船員保険法第１２４条及び船員保険法施行令第２８条の規定に基づき、直近３年間の保険給付に要した費用（後期高齢者納付金、前期高齢者交付金等を含む。）の１事業年度当たりの平均額の１２分の１に相当する金額を、毎年度末に準備金として保有しなければならないこととされている。

○　このほか、船員保険特別会計から承継した積立金を準備金として保有することとしている。

- 法定準備金（４０億円程度）
- 被保険者保険料負担軽減準備金（２００億円程度）
- 災害保健福祉事業等準備金（６０億円程度）

２　準備金運用の基本的考え方

○　船員保険の準備金については、

①　職務外の保険給付等の費用の増加等、不測の事態に備えるため、法令の規定に基づき保有しなければならないもの

②　被保険者の保険料率の軽減に充てるための財源として保有しているもの

③　職務上の給付及び保健福祉事業に要する費用に充てるための財源として保有しているもの

であり、運用するに当たっては、安全確実かつ有利な管理・運用を行うことを基本とする。

○　年金の定期支払や診療報酬の支払い等規模の大きな支出の際の資金不足に備え、一定規模の準備金については流動的な資産として保有する必要があると考えられる。

○　運用に当たっては、効率的な運用を行う観点から、準備金の性格にかかわらず一体的に運用を行うこととし、運用収益については運用額により配分することとする。

【参　考】
健康保険法施行令第１条及び全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令第２３条に規定された運用方法

- 国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券、その他厚生労働大臣の承認を受けたもの
- 銀行、臨時金利調整法に規定する金融機関への預託
- 信託銀行を営む金融機関への金銭信託

３　具体的な運用方法

○　比較的長期間（１年以上）にわたって運用が可能と考えられる額（当面２００億円程度）については、国債により運用を行う。
○　その他、キャッシュ・フローの状況を勘案し、流動性の高い資産として保有しなければならないものについては、金融機関への預託とする。

４　スケジュール等

○　運用を開始するに当たっては、運用に関する内部規程の整備や運用に関する基本方針等の策定が必要であり、これらの事務手続きに一定の期間が必要である。
○　本年４月中に事務手続きを行い、５月を目途に運用を開始する。

※H21.12.7　第３回船員保険協議会資料

【参　考】

制度改正に伴う船員保険積立金の移管等の取扱い（案）

【平成21年12月末時点での積立金】

約1309億円（平成20年12月時点の推計）

↓

約1243億円（平成21年11月時点の推計）

（1309億円＋24億円－90億円＝1243億円）

（上記の金額変更の理由）

①20年度及び21年度決算において、当初の見込みより24億円多く剰余金が発生する見込みであり、積立金もその分増加。

②21年度予算において、補正予算に伴う失業給付及び雇用調整助成金の措置並びに21年11月分の保険料が22年1月に協会に納付されることに伴う年内の資金繰りのため、積立金から90億円を取り崩し、予算に繰り入れた分、積立金が減少。

③積立金全体としては、約66億円減少。

（備考）

移管・承継額（確定値）は、21年度決算時に報告の予定。

【移管に際しての取扱い（案）】

（積立金としての移管・承継）

○労働保険特別会計への移管：**約1005億円**

（内訳）　労災：約983億円、雇用：約22億円

○全国健康保険協会への承継：**約238億円**

（内訳）　被保険者分：約202億円

支払準備＋福祉・業務部門：約36億円

（上記の金額についての考え方）

①労災・雇用への移管額、被保険者分の承継額は、平成20年12月時点の関係者合意金額を変えない。

②左記の積立金減少分（**▲約66億円**）は、協会への承継額（被保険者分を除く）で調整。

＋

（積立金以外での協会への承継）

上記積立金のほか、「約73億円（21年4月～12月の収支差＋21年11月分保険料）＋α（年内の福祉施設譲渡等収入）」を剰余金として協会に承継予定。

↓

協会への実質的な承継額は（**311＋α**）**億円**の見込み（20年12月時点推計額（305億円）より微増の見込み）。